

令和5年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和5年12月4日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第 9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 沢田 広志 君
委員 是枝 貴裕 君
伊藤 俊喜 君
鈴木 伸之 君
水島 美喜子 君
武田 真 君

副委員長 山下 克己 君
委員 石田 健太 君
高田 浩子 君
中道 博武 君
小黒 弘 君
辻 勲 君

（議長 多比良 和 伸）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	飯澤明彦
教育長	高橋豊司
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	井上守
総務部長	板垣喬博
兼 会計管理	
総務部審議監	安原雄二
兼 DX推進課長	
総務課長	岩間賢一郎
総務課副審議監	杉村有美史
市長公室課長	小島川武晴
政策調整課長	
会計課長	安堀田一茂
市民部長	伊藤修一
市民生活課長	伊藤修一
市民生活課副審議監	谷地雄樹
税務課長	齊藤史憲
保健福祉部長	安田貢樹
社会福祉課長	三橋真康
介護福祉課長	岡藤哲朗
ふれあいセンター所長	佐藤哲義
子ども通園センター所長	東海林孝勉
経済部長	野田秀樹
経済部審議監	
兼 開発推進課長	畠山雅喜
商工労働観光課長	奥山哲也
商工労働観光課副審議監	櫻田哲也
農政課長	上山哲隆
建設部長	上藤敏博
土木課長	金泉賢一
土木課副審議監	岩崎修二
土木課副審議監	馬場和幸
土木課副審議監	中本智宏
建築住宅課長	中山

病院事務局 長 兼附属看護専門学校事務管理者	朝 日 紀 博
病院事務局 次 長 兼医師診療支援室副審議監 兼附属看護専門学校副審議監	山 田 基
病院事務局 審 議 監 兼 経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
管 理 課 副 審 議 監	和 田 忠 成
医 事 課 長	倉 島 久 徳
地 域 医 療 連 携 課 長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副センター長	堀 下 直 樹
教育研修センター副センター長	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長 兼学校給食センター所長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏
学 務 課 長	早 川 浩 司
学 校 再 編 課 長	作 田 哲 也
社 会 教 育 課 長	谷 口 昭 博
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	江 末 孝 之
公 民 館 長 兼 図 書 館 長	山 形 讓

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
選挙管理委員会事務局次長	岩 間 賢 一 郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	上 山 哲 広

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美

事 務 局 主 幹 齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開会 午後 2時18分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には山下克己委員を指名します。

休憩 午後 2時19分

〔委員長 沢田広志君 着席〕

再開 午後 2時19分

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算の9件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費、繰越明許費、地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 お伺いするのは、保険税の減額を受けるにはどうしたらいいのか、現状をお伺いします。

○委員長 沢田広志君 税務課長。

○税務課長 齊藤史憲君 保険税の減額を受けるためなのですが、基本的には被保険者からの届出を基本としております。届出をいただいて保険税を減額するというのが基本となります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 届出でしょう。届出はいいのだけれども、分からないかもしれないでは

ないですか、このことが。あくまでも届出を待って、届け出ない人は対象にならないということになるのでしょうか。不親切ではないですか。もう少し何かできないのですか。せっかくいい減税になるわけだから、いかがですか。

○委員長 沢田広志君 税務課長。

○税務課長 齊藤史憲君 保険税ですが、届出書の提出によって免除することをまず基本としているところなのですけれども、周知についてお話をさせていただきたいのですが、まず今回この議会で議決をいただきましたら、広報すながわ12月15日号に掲載をする予定であります。また、市のホームページにも掲載をする予定です。それと、ふれあいセンター、それから市の窓口にも制度の案内周知のチラシを設置をする予定であります。国民健康保険加入世帯の被保険者の出産に対する免除ということなのですけれども、こちらの対象世帯、市の窓口に来られることがまず想定されます。市の窓口に来られるというのは、例えば出産育児一時金の手続、それから生まれたお子さんの出生届、そのような手続に窓口に来られます。その窓口に来られた方に税務課の窓口にも来ていただいて、そこで届出を出していただくことを想定しているところであります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 基準日とかはないのですよね。生まれてとか、流産でも何でも大丈夫とここに書いてあるのだけれども、砂川市内で子供が生まれるなんてそんなにたくさんないではないですか、大都会みたいに。ですから、もう少しきちんとしてしっかりとこの措置を受けられるような方法の仕方はないのだろうかと思うのですけれども、ずっとこれまで議場でも審議してきた非課税世帯というのはすごいです。直接そこに送って、しかも返送がなかったらもう一回プッシュしてと、そのぐらいやっても全然手間としてはそうでもないのではないかとも思うぐらいなのですけれども、お知らせだけであくまでも、届出は分かるのです。そのお知らせの方法として今までと同じですよ。ということは、何かもう少し工夫できないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○委員長 沢田広志君 税務課長。

○税務課長 齊藤史憲君 対象者の方が漏れないようにするというのは当然のことです。そういうことを把握するために、何回もお話をさせていただくのですが、届出書をまず基本としております。これは、国のQ&Aにも示されておりますので、ただ周知の方法なのですけれども、その対象となる世帯の方は出生届であったり、国民健康保険への加入の手続であったり、それから出産育児一時金の支給手続であったりで恐らく漏れなく窓口に来られるのではないかという想定をしております。そういうところで漏れなく対象者の方にはきっちりご説明をして減額を受けることは可能であると考えております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 分かりづらかったのだけれども、分かりました。ですから、多分必ず出生届は出しに来るだろうから、そのときしっかりとお知らせするということだから、漏れ

ないようにはきつとなりますよね。分かりました。

それで、この対象は大体どのぐらい、出生届を出しに来ても国保でないと駄目でしょう。ということからすると、大体実績というか、これまでの実績としては大体どのぐらいになるでしょう。

○委員長 沢田広志君 税務課長。

○税務課長 齊藤史憲君 こちらの対象世帯の方なのですがすけれども、国民健康保険の加入世帯で出産被保険者がいる世帯ということになります。出産育児一時金の支給世帯でいますと令和3年度は3世帯、令和4年度も3世帯であり、令和5年度については12月1日現在で5世帯となっているところです。このことから、施行日、これは令和6年1月1日なのですけれども、施行日以降の年度ベースで考えますと大体5世帯前後が年間の免除の対象となるのではないかと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

18ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 21ページ、ふるさと応援寄附金に要する経費について伺いますけれども、先ほどの説明で10月末1.5倍というようなお話がありましたが、より詳細な内容についてお伺いいたします。

○委員長 沢田広志君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 杉村有美君 ふるさと応援寄附金に要する経費についてご説明いたします。

寄附額としましては、当初約12億円程度の寄附を見込んでおりましたが、今回約15億9,000万円、件数にして6万1,000件の寄附があった場合、その寄附額に対し

ておよそ半額のかかる経費を計上するため補正予算を計上したいと考えております。

ふるさと応援寄附金の内訳につきましては、返礼品の報償費として1億5,409万6,000円の増、ふるさと納税のサイト手数料及び決済手数料で5,835万2,000円の増、また委託料が422万6,000円の増、合わせて2億1,667万4,000円の増としておりまして、当初の5億6,846万6,000円から7億8,357万2,000円の歳出見込みとしております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 非常に大きく増えたのはよろしいことだとは思いますが、増えた要因等をどのように分析されているのか、また内容等、返礼品の、どのようなものが多いのか、より詳細な内容についてお伺いいたします。

○委員長 沢田広志君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 杉村有美君 寄附金額につきましては、4月以降前年同月と比較しておりますが、8月までは前年より若干の増で推移しておりました。ただ、今回総務省による経費率の算定基準等の改正を受けてマスコミにかなりあおられた部分もありまして9月に駆け込み需要のような現象があり、寄附額が異常な数値を示しております。このため、例年どおりの寄附額になるのか、寄附額の増減については実は見込むことがかなり難しい状況です。昨年度のお話になりますが、前年度の寄附額5億円を大きく上回ると予想し、12月補正で寄附額9億円と見込みました。結果、決算としては12億円の寄附額が集まりまして、それは大変非常によかったのですが、1年の半分の寄附額が12月に集中します。12月に寄附額が増加したことで1月、2月に期限のある経費の支払いというものが大変大きな課題になりました。仮に12月に1億増えれば、経費の支払い額はその半分としても5,000万円になります。3億増えれば1億5,000万、1月もしくは2月に支払わなければなりません。このことから、様々な要因があって寄附額を見込むのは非常に困難ではありますが、現在の状況でいえば寄附額は一応増額の要素が強いです。万が一寄附額が億単位で増加した場合、1月以降の支払いが滞らないようかかる費用を見込みたいと、今回はそのような趣旨であることをご理解いただきたいと思います。12月を過ぎれば今よりは精度の高い見込みが出せると思いますので、3月補正で再度経費については算定させていただきたいと思っております。

品目につきましては、割合としては前年と変わりなく、市内化粧品業者による化粧品、あと革製品、あと市内菓子業者による菓子類と、その3つで95%を占めております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、市の分析としてはあくまでも総務省の制度改革に伴うものであって、例えば砂川市においてふるさと納税の仕組みを工夫したとか、品目を工夫したとか、そういった要因ではなくて、あくまでも総務省の制度改革に伴い増額になったという分析をされているということによろしいでしょうか、その確認だけです。

○委員長 沢田広志君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 杉村有美君 増額の要因としましては、4月から8月までは例年どおり推移しておりましたので、1割ほどの増の数字を示しておりました。ほかには、ふるさと納税自体の市場規模が拡大しております。もう一つは、市内化粧品業者さんが新たに大手サイトに、ふるさと納税サイトに10月末ぐらいから出品していただいたところがこちらとしては非常に大きいのかと思っております。この3点で恐らく全体としては増額になるであろうと見込んでおりますけれども、何せ9月の駆け込み需要でもってパーセンテージが少しおかしくなっております、見込額としては非常に見込みづらいと私どもとしては考えております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 私が知りたいのは、要は具体的に市の努力の反映がどのくらいあったのかというのがちょっと気になっていたのです。要は今のお話だと、あくまでも市の努力というより、化粧品屋さんですか、その方の努力とか、総務省の仕組みが大きな変動であって、砂川市としての努力が反映されていないように今聞こえたものですから、砂川市としてふるさと納税を増やすためにどのような努力をされたのか、それがどのように今回の増加に反映されたというところを知りたかったのですけれども、その辺で答えられる部分があれば伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 杉村有美君 市の取組といたしましては、返礼品の数に対しては年々増やしている状況でございますし、委託業者である結デザインと協力しまして現在返礼品を出している事業者さんと密に相談しながら様々なメニューや新たな商品の提案などはしております。新規返礼品の提供にしましても市内事業者さんに対して7月にふるさと納税個別相談会を開催しております。新たな事業者さんの開拓ですとか、出品の手続の説明、実際に自分の商品が返礼品になるかどうかなどの相談に応じております。実施日は7月26日、27日の2日間で、市役所に個別ブースを設けまして結デザインと共に予約された方のご相談に応じ、そこでヒアリングを行いまして商品開発のご相談を受けているところです。こちらは、業種にかかわらず商工会議所会員さん全員に案内をしまして、334件のうち参加事業者さんは16件となっております。ほかにも令和5年度の取組としましては、新たに楽天のサイトに広告を打っております。その他インターネット上の寄附サイトを16社から18社に増やしており、また昨年同様寄附者様に対しリピーター獲得用パンフレットを作成し、2万4,000部送付しております。SNSでの発信も引き続き行っております、プレゼント企画など砂川市の知名度向上をアピールしております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 私としては、この制度、ふるさと納税制度を末永く持続してほしいとは思っているのですけれども、その都度の制度改正等によって収入が前後したり、大幅に増

えたり減ったりするということではなかなか困るものだと心配をしているわけです。そこで、砂川市としても商品の品目開発等を含めて様々な努力をしているのは分かるのですが、今回特に大きく変わったというところで、これは要は制度の変動分が大きな影響、ほぼ8割、9割なのか、それとも日々の砂川市としての努力が反映されたのかというところが私の気になるところだったのです。そこで、分析ということでお伺いしたのですが、この辺の分析はあくまでも、繰り返しになりますけれども、制度の変動、特殊な要因が重なって急に増えたのだということの要因がほとんどなのか、それともこうした日々の地道な取扱い、取組が功を、それで効果が反映されたのか、この辺の分析状況が分からなければ、来年、再来年どうなっていくのか、また急に減るのかもしれないし、その減ったときにどう工夫していくのかということも考えていかなければならないのですが、今年度についてはこの辺の分析ができていないのであれば、将来この制度を砂川市にとって有用な財源とするために工夫していくために努力が必要かと思ったものですから、その辺の分析ができていないなら今後分析していただきたいと思うのですけれども、この辺はどうですか、答えられる範囲でいいので、伺いたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今ほど副審議監からもお話がありましたけれども、ふるさと応援寄附金の今年度の伸び代の部分、これにつきましては9月に先ほど10月から返礼品の部分であったり、制度の改正がありまして、その影響を受けるのではないかというようなことで、返礼品に7割ぐらいの自治体がこれまでよりも、同額では同等の返礼品を受け取ることができないというような見直しが行われるということもありまして、砂川市でいけば前年比390%という寄附額が実は9月の比較だけで大きく集まった、金額にしますと2億数千万円の額の出ているわけなのですけれども、それをもってしても先ほど今回の砂川市の5年度の取組ということでリピーターに対する2万4,000件の返礼品パンフレットの送付ですとか、あるいは納税サイト、こちらを増やしている、また事業者さんと連携を深める中でそのサイトに登載していただく業者さんを増やす、こういった地道な努力によりましてその駆け込みの部分差し引いても砂川市の努力分ということでの上乗せを見込んで今回15億を超えるような寄附額を想定させていただいているというところでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、22ページ、民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費

について、先ほど議場で小黒議員からいろいろ質問がありましておおむね理解できたわけなのですけれども、まず住民税非課税世帯特別給付金支給事業について、補足で何かありましたらと通信運搬費について伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今回の追加給付と言われておりますけれども、1世帯当たり7万円の給付、そしてさきに実施している1世帯当たり3万円の給付、実は対象世帯が変わってくるということがございますので、この点についてご説明をさせていただきたいと思います。

今回の1世帯当たり7万円の給付でございますけれども、12月1日を基準日といたします。世帯員の全員が令和5年度分の住民税が非課税の世帯であって、なおかつ世帯の全員が住民税課税者に扶養されている世帯ではないことということになります。既に実施している1世帯当たり3万円の給付金につきましては、6月1日を基準日としているということがまず1点異なる点です。

もう一点は、1世帯当たり3万円の給付のほうは世帯員の全員が住民税課税者に扶養されている世帯であったとしても対象になっています。ですので、この点で対象世帯が異なってくるということですので、既に私は3万円を受給している、7万円が追加されるはずだ、だけれども実はその世帯全員が課税者の扶養世帯になっているがために今回の1世帯当たり7万円の給付が受けられないという世帯が生じ得るという状況になっているということになります。ですので、6月1日現在の基準日から12月1日現在の基準日までにお亡くなりになった方、転出された方、そして世帯員全員が課税者の扶養世帯になっている方は、今回の給付の対象から除かれるという状況になっているという点でございます。

もう一点、通信運搬費でございますけれども、51万3,000円を計上しておりますけれども、こちらは文書の送付でございます。あなたは対象世帯ですということと支給決定のための文書を送付するための予算でございます。単価8万4,000円掛ける3,050世帯、2回分ということで51万2,400円になりますので、51万3,000円を計上しているというところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 前回の3万円と7万円とは対象者が違うというお話でしたけれども、前回もらえたけれども、今回対象ではないという数字的なものは今分かるのでしょうか、伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 現在精査をしている状況でございます。正確な数字を申し上げることはできないのですが、令和3年度に実施をいたしました、世帯全員が課税者であるがために、当時は国から1世帯当たり10万円を給付されました。この給付金がもらえなかった方に対して、市独自に外れた方、非課税なのに課税者に扶養されてい

る世帯に3万円を給付しましょうという事業を行いました。このときに給付をされた方、要は国の給付金から除外をされてしまった、対象外となった方が支給決定ベースで267世帯ありました。このときの課税情報は、令和3年分の課税情報に基づき算定した世帯数でございます。今回は、令和5年分の住民税課税情報を用いて積算をしますのです、異なると思うのですけれども、267世帯、これに近い数の方々が対象外になってしまうのではないかとということで今推計をしているというところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 対象の方が結構いらっしゃるということが分かりました。非課税世帯というのは、5,000円でも税金を払っていたらもう非課税世帯ではない、だから非課税世帯と同じぐらいの世帯が、困窮している世帯がたくさんあるということなのです。それで、先ほど総務部長から前年度から支援をいろいろな方面からしてきたという話がありましたけれども、ぜひ対象にならない方にも今後対象になるような取組をしていただきたいと思えます。

続きまして、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業について、こちらも先ほど議場で質問がありましておおむね理解はできたのですけれども、その中で前年度も行ってたということで、前年度がどれぐらいの申請があつて、それを見込んで今回金額を決定したのかと思うわけなのですけれども、件数的なものは今回どれぐらいを見込んでこの予算にしたのかについて教えてください。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 前年度と同様の施策という形でございますが、昨年度の決算でいきますと3,761万8,000円、事業所ではなく事業者は48事業者でこの金額となっております。本年も同様な形ではなかろうかということで、49事業者で4,000万円の計上ということになっております。具体的な詳細であります、基本額と加算額で分けておまして、基本額につきましては道が本年8月に実施しました医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の額と同額といたしまして、定額としては診療所、歯科は10万円、薬局、整骨院、訪問看護、公衆浴場は5万円、定員、病床数割として病院は病床数に応じて1万2,000円、介護の通所系サービスは定員に応じて5,000円、入所、居住系サービスは定員に応じて1万円、幼稚園は定員に応じて1,500円となっているところでございます。これに加えて、市独自の加算分といたしまして入所系、通所系、幼稚園、公衆浴場に対しまして令和3年と本年を比較しまして重油、ガソリン、軽油、灯油、ガス、電気の任意の2か月分の差額分を加算として支給するものでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほど議場でも伺いましたので、おおむね理解できたわけなのですけれども、これについては申請が必要なのではないかと思うわけなのですけれども、先ほどの

お話を聞いていますと申請するのが難しいのかと思ひまして、そういった問合せ等の対応についてはどのように考えていますか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 申請期間は、予算が議決、認められましたら要綱を作成しまして、国からの要請では早急な支給を目指してほしい旨のお話もあることから速やかに実施したいと思っておりますし、広報すながわやホームページで周知いたしますとともに、市では対象事業者が把握できますので、個別にこちらから12月中には郵送をしてみたいと思ひますし、また日頃から業務の関係で連携を密にしている事業者も多いですので、こちらからも積極的にご連絡いたしましてご相談に応じるといふことも考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまお話があつたのですけれども、12月中というお話でした。期限については、いつまでとか期限は決めるのでしょうか、その点について伺ひます。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 国の交付金の活用につきましては、年度内というのが一つの基準になっておりますが、速やかに手元に渡すようにということでも市としては遅くとも2月中に期限を設けて2月末までには実際にお手元に入るような形で作業を進めていきたいと思ひます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 2月末までにはというお話でしたけれども、例えばその2月末に間に合わなかつたという方に対してはどのような対応を考えていますか。申請はもう無理ということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 間に合わなかつた方というご質問ですけれども、要綱の中では期限はどうしても定めなければいけない部分でございますので、こちらから対象施設につきましては必ず申請していただくという前提の下にご連絡をして、こちらから相談に乗ってぜひ申請していただくという形で趣旨を説明して進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまお話がありましたように、対象の方には順次説明をさせていただくということでしたので、対象の方が申請をして受給できるように対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 私も総括を聞いていて若干、2点ほどあるのですけれども、そもそも総括を聞いていてどうも分からなかつたのですが、名称の件で、地方創生臨時交付金ですけ

れども、今まで随時単独分としても国からの創設された交付金で単独事業もされてきたのですが、今回先ほどの総括でもありましたように国からは重点支援地方交付金となっているのです。そもそも括弧書きでは物価高騰対応重点支援分となっているのですが、どちらが正しいというか、要は市民に例えば聞かれたときに今まで臨時創生交付金は何回も出ていましたよねと、でも今回は重点支援交付金ですよと、こだわりみたいな感じなのですが、その辺の説明、先ほどもあったのかもしれないですけれども、私はまだ理解していないので、お願いします。

○委員長 沢田広志君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 名称の関係の部分でございます。あくまでも大枠とすれば地方創生臨時交付金と、その中にいろいろなぶら下がってきているメニューの中でこの間各年度において国で示してきている対象分というようなことで名称がそれぞれ変わってきていると。この中で今回国で示したのが重点支援分と、交付金というような中身でありまして、こちらについてはこの間こちらでも地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援分という予算の要する経費という名称の持ち方をして昨年と同様の今回事業内容になるということ、国では重点支援交付金という言い方をしておりますけれども、砂川市における予算上の名称の組み方としてこのような組み方をさせていただいているところでございます。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 失礼しました。分かりました。

それで、先ほど総括で小黒議員からお話がありましたように、来年になったら定額減税で4万円の人、均等割分で課税になるその隙間の人はまだ国から来ているのかあれですけれども、今後国からもその手当が出るのか出ないのか分かりませんが、それも含めて今までの積み重ねの3,000万分を検討していくのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 今回の7万円の給付金につきましては、まさに住民税非課税の方が対象であるということで、さきに給付されている3万円の方に続いてのということで総額として10万円というのが基本的な考え方として国でございます。委員ご指摘のとおり、今現在国においては年末の予算編成作業の中で税制改正についても論議がなされているものと認識しておりますが、例えば経済財政担当大臣の閣議後記者会見を拝見しますと、住民税非課税の世帯の方と来年6月のお一人4万円の定額の減税と、その中間にいらっしゃる方々についての対応というものは今検討しているということをはっきりと申し上げておられますので、その動向を注視しながら、必要に応じた給付に関しての財源も含めた施策の有無について今後国の動向を踏まえながら検討をしてみたいと考えてございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○委員長 沢田広志君 辻委員、先々の部分は今回の補正予算から離れてくる部分がありますから、気をつけながらお願いしたいと思います。

辻勲委員。

○辻 勲委員 はい、分かりました。

それで、高田委員からもあったのですが、それぞれの49事業者これからお伝えしていくということなのですが、周知の仕方ですけれども、全体的にホームページとか何かで周知するとか、そういうことはあるのでしょうか。

〔「周知」との声あり〕

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 社会福祉の事業の49事業者に先ほど伝えていくということだったのですけれども、大々的に、前回は私は忘れてしまったのですが、ホームページとか何かで対象はこうなりますよと周知していくのかという、周知についてです。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 49事業者の周知の方法についてというご質問でございますが、12月15日の広報すなわに掲載予定というのが1つございます。それから、砂川市のホームページに載せるということと個別にこちらから、事業者が特定できますので、直接こちらから事業者さんに対して制度の説明と趣旨を書いた書類をお送りしたいと思っております。これは、議決後速やかに要綱を作成して12月中には送付いたしたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 確認だけなのですがすけれども、先ほど私の総括で部長は、61事業所になるのです、これを合計すると、先ほど答えてくれた。でも、今課長は49と言っているのですがすけれども、その差が出るのは申請をしない人が出るという予測の中でのことなのか。

○委員長 沢田広志君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 先ほど本会議で私がお答弁申し上げましたのは、事業所として73を予定しているということで、そして先ほど担当課長よりお答弁申し上げましたのは事業者として49事業者であると。本会議では、私は分かりやすく事業所のほうでお答え申し上げましたが、ある法人は当然に複数の事業を行っておられる、ですから事業者と事業所についてはそれぞれ答弁という形で申し上げたということでご理解をいただければと思います。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、24ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、24ページの3目母子保健費について質問していききたいと思います。

その中で先進不妊治療費等補助金ということで、提案説明でもあったのですけれども、この中身、治療内容はどんな治療内容になるのでしょうか、伺います。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 今回の補正に係る治療内容でございますが、不妊治療は令和4年度から体外受精、顕微授精等の生殖補助医療が新たに保険適用となっております。当市においても特定不妊治療費として保険適用分の自己負担分を全額助成しているところでありまして、先進医療についてはまず保険対象外となっております。全額今自己負担という状況でございます。この医療保険適用の不妊治療と併用して実施する国が定める先進医療を国が承認した医療機関で実施された場合の治療費と交通費を今回助成するものでありまして、その具体的な治療内容といたしましてはタイムラプス撮像法による受精卵、胚培養ですとか、子宮内膜刺激術などの13種類の先進医療が道から助成対象として示されているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまの説明の中で国が指定した医療機関というお話があったのですけれども、ちなみにここは砂川市だと思うのですが、この周辺、例えば札幌とか旭川とかにはどれぐらいあるのかについて分かる範囲内でお願います。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 先進医療を実施している医療機関としましては、道内で9機関ありまして、札幌では5か所、旭川は2か所、あと帯広1か所、釧路1か所の合計の9医療機関になっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 9医療機関ということですが、それは何を見たら分かるのですか。受けられる方がどのように調べたら分かるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 不妊治療を受けられる方は、独自で医療機関等も調べておられると思うのですけれども、道のホームページにも実施医療機関は掲載しておりますし、市でも今回不妊治療も行っておりますので、そちらでも掲載したいと思っております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 市内の方が分からないことには、申請できるかどうか分からないということになりますので、周知をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、この申請方法についてはどのような流れになりますか。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 申請者の方、現在実施している特定不妊治療の助成につきましても治療した方が市に対して申請してくる形になっておりますので、周知についてはこういう制度があって助成がありますよという周知はホームページ等で周知いたしますけれども、その中で治療に対する助成があるという周知を市で行っているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 例えば道内で9医療機関とお話がありましたけれども、その医療機関でこういった制度というか、ありますよというような、検査を受けたときにそういうお話をしてもらえるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 砂川市に特定不妊治療で申請されている方も多くの方は札幌の方でして、札幌の医療機関からも受診の証明とかが必要な場合がありますので、あと領収書ですとか、そういうような証明をいただくので、病院からでもそういう周知があるということで、全道的にですけれども、周知をされているかと思っております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

武田真委員の質疑は10分間休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時19分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

武田真委員。

○武田 真委員 27ページ、商工業振興対策に要する経費と企業振興促進補助金なのですけれども、それぞれ具体的な内容を伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 商工振興費の2点についての具体的な内容についてということでございます。まず、中小企業等振興補助金につきましては、中小企業等振興条例に基づきまして商店街の活性化を図り、商業地域等の空き建築物を解消するため、空き建築物活用により新規出店しようとする者に対しまして店舗の用に供する目的で改装に要する費用の一部を助成することにより、その開業を支援するものでございます。11月に東1条北1丁目におきましてダンス教室、学習塾が開店いたしました。店主が特定創業支援等事業の証明を受けた者のため、改装費につきましては50%を補助するものでございます。

続きまして、企業振興促進補助金3,000万につきましては、企業振興促進条例にお

いて事業者が今回は工業地域以外で企業施設を建設されたときには企業施設建設補助金といたしまして投資額の100分の6に相当する額を補助するものでありまして、その額が3,000万円以上の場合は3,000万円としているところでございます。本年4月に株式会社SHIROがみんなの工場を建設されたことから、投資額の6%、3,000万円を超えていますので、3,000万円の上限を補助するものでございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 1点目は分かりました。

2件目の企業振興促進補助金ということで、条例に基づいて3,000万ということなのですが、市のホームページを見ますと道内トップレベルの優遇措置ということで様々な企業立地の補助金があるところなのですが、今回この土地はその他地域ということで3,000万、この上限額なのかとは思うのですが、その他項目が幾つかあるのですが、今回の補助金について該当するのはあくまでもこの3,000万のその他地域の部分だけなのか、ほかのメニューはこれは使えなかったのかどうか、この辺ももう少し具体的に伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 今回は、企業施設の建設に当たっての補助ということなのですが、こちらのパンフレット、あとホームページですとかに掲載させていただいておりますけれども、今回のSHIROさんの場合は今後例えば固定資産税、都市計画税ですが、工場、あと設備に関わる1年目から3年目までの税を100%補助させていただくこととなりますので、来年度から令和8年度まで補助させていただく予定としております。また、今回みんなの工場で53人の方が雇用されたとお聞きしております。その中で砂川にお住まいになっている方が23名でありますので、その23名の方の分ということで、これは雇用奨励補助金という形になりますけれども、こちらは1年経過後SHIROさんに勤めている方の中で砂川にお住まいの方の人数をカウントさせていただいて、今後補助させていただくということをご予定しております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

同じく商工振興費の企業振興促進補助金について、ただいま説明がありました。その中でこの補助金の申請の手順について伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 補助金の申請手順ということで、今回の企業施設建設補助につきましてはまず事業着手、工場建設が始まる前の30日前までに事業計画書を提出していただきまして、建設の10日前までに着工届を提出していただきます。工事着工しました。その後完了した後10日以内、工事が終わって10日以内に工事完了届、またその後工場を稼働させる操業開始となると思いますけれども、操業開始後10日以内に操

業開始届というのを出していただいた後に補助金の交付申請を出していただくという流れになっているところです。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 この補助金につきましては、始まる30日前という話で、前倒しで全部申請していかないと対象にならないのかと説明の中で思うわけなのですが、後から対象になったって、今は前もって申請されていますけれども、後から対象になるかもしれないというのはどの辺りまで、説明ありましたけれども、この日にちを厳守しなければならないのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 基本的にこの日にちを厳守していただきたいと思っております。事業者さんに対しましては、市のホームページですとか、またパンフレットを作成しまして、こちらを例えば我々が企業訪問するときですとか、あと札幌や東京などのイベントですとか、あと今までつながりのある事業者さんに送付をしたりしております。また、土地を探していたり、工場を建てたいということを考えている事業者さんが市役所にいらっしゃったり、あと電話をいただいたり、会議所さんなどの関係団体からお話をいただいたときには連絡を取り合ましてお話をしまして補助内容については説明をさせていただいているところですので、いきなり工場を建てるとということにはならないのかと思っております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 分かりました。市内の企業さんと密になることが大切なかと思いました。

それで、続きまして5目の駅前地区整備事業費について、先ほども議場でいろいろとお話があったかと思うのですが、私も小黒議員さんと同じように額が多過ぎる、例えば、商工会議所だけが得をするのではないかとか、市民にメリットがない、活性化になることは想像できないという、重複しているような声をたくさん聞いているわけなのです。こういう点についても先ほども答弁もありましたけれども、十分に市民の方々の声を聞いた上で市民の方、そして商店の方が喜ばれる活性化のあるような建物にしていただきたいと思うわけなのですが、先ほどの答弁の中に今後意見を聴取するという話があったかと思うのですが、いろいろな団体という話もあったかと思うのです。今のところ9団体ですか、それ以外につきましては声を出しづらいというようなことを非常にたくさん聞いておりますので、そういった方々が声を出しやすい場ということで考えていってほしいと思うわけなのですが、今のところ想定している方向性というか、そういうのがありましたら伺います。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 今現在につきましては、今ほど言ったように協議会で検討

を進めているところでございますけれども、これからそのほかの団体についてもそれぞれ意見をお伺いしていきたいと考えているところでありまして、具体的といいますか、今想定している団体につきましては福祉団体ですとか文化協会の団体、そのほか子ども・子育てに関する団体などについてまずこちらからアポを取ってお話をお聞きする中でいろいろな常設でイベントを行いたいですとか、定期的に使いたいというお話で、協議会に参加したいのだということであれば協議会に参加をしていただいで一緒になって意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、28ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、継続費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、5ページ、第3表、繰越明許費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、6ページ、第4表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。10ページから16ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第11号、議案第9号、議案第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 3時33分

委 員 長